

「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案（仮称）」 （通称：原発ゼロ基本法案） 骨子案

第一 目的

この法律は、原発廃止・エネルギー転換（全ての発電用原子炉の運転を廃止するとともに、電気の需要量の削減及び再生可能エネルギー電気の供給量の増加によりエネルギーの需給構造の転換を図ることをいう。）を実現するための改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、「原発廃止・エネルギー転換改革推進本部（仮称）」を設置することにより、これを総合的に推進することを目的とすること。

第二 基本理念

原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- ① 電気の安定供給の確保を図りつつ、全ての発電用原子炉を計画的かつ効率的に廃止すること。

※ 全ての発電用原子炉を速やかに停止させる。

- ② エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギー源の利用を促進すること。

第三 国等の責務

一 国の責務

- 1 国は、第二の基本理念にのっとり、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ、原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革を推進する責務を有すること。
- 2 国は、原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革に当たって生じ得る発電用原子炉設置者等の損失に適切に対処する責務を有すること。
- 3 国は、原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革を推進するに当たっては、原子力発電施設等立地地域の経済に及ぼす影響に配慮しなければならないこと。

二 地方公共団体及び電気事業者等の責務

地方公共団体及び電気事業者等は、第二の基本理念にのっとり、国による原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革の推進に協力する責務を有すること。

第四 法制上の措置等

政府は、第五の基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならないこと。この場合において、第五の一の2及び3の基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後〇年以内を目途として講ずるものとする。

第五 基本方針

一 発電用原子炉の廃止

- 1 政府は、この法律の施行の日から〇年を経過する日までに全ての発電用原子炉の運転を廃止することを目標とするものとする。

※ 次のような案も検討できるか。

- 1 政府は、平成〇〇年までに全ての発電用原子炉の運転を廃止することを目標とするものとする。

- 2 政府は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ、発電用原子炉の廃止並びに使用済燃料及び放射性廃棄物の管理及び処分に関する国の関与の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じなければならないこと。

- 3 政府は、電気の安定供給の確保を図りつつ、全ての発電用原子炉を計画的かつ効率的に廃止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

① 発電用原子炉を運転することができる期間の延長を認めないものとする。

② 発電用原子炉の運転については、原子力以外のエネルギー源を最大限に活用してもなお電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合で、かつ、当該発電用原子炉施設に係る原子力災害に関する適正かつ確実な地域防災計画が作成されている場合に限るものとする。

※ 相当の期間にわたって支障が生じている場合に限定。

③ 発電用原子炉の設置の許可及び増設を伴う変更の許可を新たに与えないこととするために必要な措置を講ずるものとする。

- ④ 使用済燃料の再処理は行わないものとし、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理及び処分が適正な方法により行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ 再生可能エネルギー、可燃性天然ガスその他の原子力以外のエネルギーの利用への転換を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥ 発電用原子炉等を廃止しようとする事業者に対し、必要な支援を行うものとする。
- ⑦ 原子力発電施設等立地地域における雇用機会の創出及び地域経済の健全な発展を図るものとする。
- ⑧ 廃炉等に関する研究開発その他の先端的な研究開発を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

二 エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギー源の利用の促進

- 1 政府は、次に掲げることを目標とするものとする。
 - ① 一年間における電気の需要量について、平成四十二年までに平成二十二年の一年間における電気の需要量からその百分の三十に相当する量以上を減少させること。
 - ② 平成四十二年までに一年間における電気の供給量に占める再生可能エネルギー電気の割合を四割以上とすること。
- 2 政府は、エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギー源の利用を促進するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - ① 国等が設置する施設におけるエネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギー源の利用を促進するものとする。
 - ② 事業者が行うエネルギーの使用の合理化が円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
 - ③ 建築物のエネルギー消費性能の更なる向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。
 - ④ 熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進するものとする。
 - ⑤ 電気事業者による再生可能エネルギー源の利用の拡大のために必要な措置を講ずるものとする。
 - ⑥ 電力システムの適正化その他の電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- ⑦ 地域に存する再生可能エネルギー源のその得られた地域における利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
- ⑧ 地域の住民又は小規模の事業者の再生可能エネルギーの利用又は供給に係る自発的な協同組織の発達を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ⑨ 再生可能エネルギー源に関する研究開発その他の先端的な研究開発の推進を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

第六 推進計画

原発廃止・エネルギー転換改革推進本部は、この法律の施行後〇年を目途として、第五の基本方針に基づき、原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならないものとする。

第七 本部

一 原発廃止・エネルギー転換改革推進本部

原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする「原発廃止・エネルギー転換改革推進本部（仮称）」（以下「本部」という。）を置くこと。

二 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどること。

- ① 推進計画を策定し、及びその実施を推進すること。
- ② ①のほか、原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革に関する施策であって基本的かつ総合的なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

第八 改革の推進を担う組織の在り方に関する検討

政府は、原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革の推進を担う組織（本部を除く。）の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

第九 年次報告

政府は、毎年、国会に、原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革の実施状況に関する報告書を提出しなければならないこと。

第十 施行期日

この法律は、〇〇から施行すること。